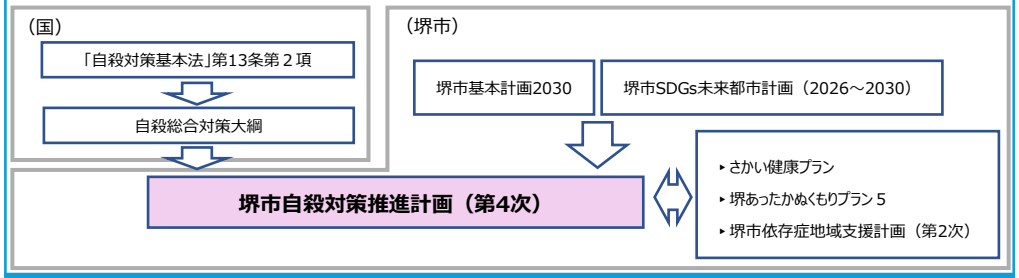
堺市自殺対策推進計画（第4次）骨子案

【資料3】

○策定にあたって

位置づけ

「自殺対策基本法」第13条第２項に定める市町村自殺対策計画として策定する。また、自殺総合対策大綱及び本市の上位計画である「堺市基本計画2030」、「堺市SDGs未来都市計画2026～2030」及び関連計画である「さかい健康プラン」、「堺あったかぬくもりプラン５」、「堺市依存症地域支援計画（第2次）」等との整合性を図る。



目的

本市の自殺対策において様々な関係機関と連携し、更なる自殺対策を総合的に推進する。

基本理念

「ささえよう　かけがえのない　いのちを守る　市民みんながゲートキーパー～安心してや、ひとりやないさかい～」を、基本理念に掲げ、地域での「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」の意識の醸成・向上を推し進める。

期間

令和9年度～令和13年度

○社会情勢等

社会情勢

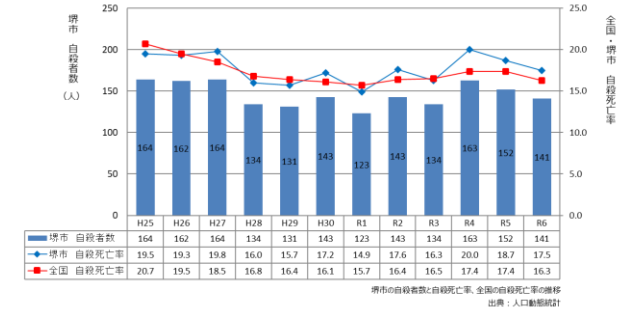
- 令和和7年版自殺対策白書によると、令和6年の全国の自殺者数20,320人のうち、30歳代以下は5,664人（27.9%）である。内訳は19歳以下が800人（3.9%）、20歳代が2,465人（12.1%）、30歳代が2,399人（11.8%）となっており、自殺者の約4人に1人を若年層が占めている。中でも、小中高生の自殺者数は529人となり、統計開始以降最多となっており、こども・若者への対策の重要性が高まっている。
- 健康問題、家庭問題、経済・生活問題、勤務問題など複数の要因が重なって自殺に至るケースが多く、包括的な支援が求められている。

国の状況

- 自殺総合対策大綱（令和4年度改定）において、こども・若者支援、女性支援の強化が示された。
- 令和5年度に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が策定された。
- 令和7年度に自殺対策基本法の一部改正法案が成立し、こどもの自殺対策が最優先課題とされた。

○堺市の現状

自殺死亡率の推移と自殺者の特徴



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
堺市 自殺者数	164	162	164	134	131	143	123	143	134	163	152	141
堺市 自殺死亡率	19.5	19.3	19.8	16.0	15.7	17.2	14.9	17.6	16.3	20.0	18.7	17.5
全国 自殺死亡率	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4	17.4	16.3

堺市の自殺者数と自殺死亡率、全国の自殺死亡率の推移
出典：人口動態統計

※自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数のため%表記はしない。
また、暦年（1～12月）で公表される。

- 本市の令和6年の自殺者数は141人、自殺死亡率は17.5である。
- 男性は有職者、女性は年金・雇用保険等生活者の割合が高い。
- 本市の自殺の原因として「健康問題」が一貫して最も多く、令和7年は約40%を占める。また、「経済・生活問題」も増加傾向である。
- 全国では自殺者の約4人に1人を30歳代以下が占めるなど若年層の自殺が課題となっており、本市においても、直近10年間で、令和6年に30歳代以下の自殺者構成比が初めて30%を超えた。

こころの健康といのちに関する意識調査結果

調査期間：令和7年11月21日～令和7年12月22日
対象：堺市在住の15歳以上の5,000人

- 日常生活でストレスが多いと感じている人は約29%である。
- うつ病が「自殺（自死）と関係がある」ことを知っている人は約73%である。
- アルコールが「うつ病」の症状を悪化させることがあることを知っている人は約28%にとどまっている。
- 相談機関について「知らない」と回答した人は約25%であり、前回調査と比較して改善がみられていない。
- 保健センターとこころの健康センター以外の相談機関の認知度は30%以下である。
- アンケート回答者のうち約11%が過去1年間に「死にたい」と思うほど悩んだ経験がある。
- 悩みの主な要因は家庭問題、健康問題、勤務問題である。
- 自死遺族の集いや専門相談窓口の認知度は約22%にとどまっている。ゲートキーパーの認知度は約9%である。

救急告示病院における自殺未遂者の実態調査結果

調査期間：令和7年11月1日～令和7年12月31日
対象：堺市内の救急告示病院26か所

- 自殺未遂者への対応に関するマニュアルがない医療機関は約77%であった。
- 連携できる医療機関がないと回答した医療機関が約17%あった。
- 自殺未遂者への対応が困難と回答した4医療機関のうち3医療機関が、家族等の支援が得にくいと回答した。
- ゲートキーパー養成の充実や関係機関との連携強化を求める意見があった。
- 自殺未遂者の救急搬送数は57人であり、前回調査より24人増加した。女性の自殺未遂者の半数以上がこども・若者であった。
- 薬物や市販薬等の過量摂取による自殺未遂が多い。
- 多くの年代で女性の自殺未遂者が男性を上回った。

○自殺対策をする上での基本認識　※自殺対策基本法、自殺総合対策大綱及び本市の状況を踏まえ整理

①自殺は、その多くが追いこまれた末の死であり、誰にでも起こりうる危険がある。
②自殺は、個人の問題ではなく、防ぐことのできる社会的な問題である。
③自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが少なくない。
④自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との連動による「生きることの包括的支援」として実施されなければならない。
⑤自殺に対するスティグマ（誤解や偏見）は、援助を受ける際の重大な障壁となる。

○今後取り組む課題と重点施策

【重点施策1】相談機関の周知及び啓発活動の推進

課題
- 自殺に対しての誤解や偏見があり、相談支援につながりにくい状況。
- 「死にたい」と感じたときや、不安を感じたときに適切な窓口に相談してもらえるよう、自殺に対する正しい知識と適切な対応についての啓発活動や相談機関の周知が必要。

【重点施策2】自殺の原因動機に対応する関連施策と連携強化

課題
- 自殺の原因動機である「家庭問題」「健康問題」「勤務問題」などの多様な問題に対応する関連施策と一体となり、自殺者を減らすという目標に向かって相互の役割を発揮しながら有機的に連携することが必要。

【重点施策3】職場でのメンタルヘルス対策への支援の強化

課題
- 死にたいほどの悩みの原因として「勤務問題」の割合が高く、自殺を防ぐために必要な対策として「職場でのメンタルヘルス対策」が必要と答えた人の割合も高い。
- 職域や産業保健と連携し、メンタルヘルスに対する正しい知識や自殺予防について経営者や勤労者の理解を促進することが必要。

【重点施策4】ゲートキーパーの拡充

課題
- ゲートキーパーの認知度は低く、ゲートキーパーについて学ぶ機会を継続して設けることが必要。
- 関係機関・団体等にもゲートキーパー研修を実施することが重要。

【重点施策5】高齢者・女性の支援の充実

課題
- 依然として高齢者の自殺者が多く、引き続き支援の充実を図ることが必要。
- 女性の自殺者数は減少傾向にあるものの、女性の自殺未遂者の割合が多いことから引き続き女性の支援の充実を図ることが必要。

【重点施策6】こども・若者が相談しやすい環境の整備

課題
- 直近10年間で、令和6年に30歳代以下の自殺者構成比が初めて30%を超え、令和7年も30%を超える見込みである。
- 全国の自殺死亡率が減少傾向であるにもかかわらず、令和7年は全国の小中高生の自殺者数が統計開始以降最多であった。

【重点施策7】依存症対策と連携した自殺対策の推進

課題
- 自殺の背景には、依存の問題があることも視野に入れ、依存症対策との連動性を高めることが必要。

【重点施策8】自死遺族等への支援の強化

課題
- 自死遺族の集いや専門相談窓口の認知度は2割程度にとどまり、専門相談窓口等の周知が必要。
- 身近な人の自死は精神面だけでなく日常生活に問題が生じる場合があり、専門的な支援に加え、生活の困りごとなど包括的な支援が必要。

【重点施策9】自殺未遂者や家族等への支援の強化

課題
- 救急告示病院、精神科医療機関や相談機関等が自殺未遂者やその家族等へ適切な対応ができるよう連携体制を構築することが必要。
- 自殺未遂者だけでなく、家族等が孤立することのないよう、相互連携の中で家族等へも適切な支援を行うことが必要。

○基本方針と取組

【基本方針1】自殺問題に関する理解の促進

自殺に対する誤解や偏見をなくし、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及啓発を進める。相談機関の周知や情報提供を充実し、理解促進につなげる。

取組
- ライフステージや個々の状況に応じたうつ病などのこころの病気や自殺問題に関する普及啓発
- 相談窓口の情報提供の充実

【基本方針2】自殺予防のための環境の充実

自殺の背景には、健康問題、家庭問題、勤務問題など様々な要因が複雑に関係している。保健、医療、福祉、教育、労働等の関連施策と連動した「生きることの包括的支援」を推進し、学校、職域、地域などにおいて、それぞれの状況や特性に応じた支援を実施する。

取組
- 健康・家庭・経済・就労等の課題に対応する関係機関連携の推進
- 困難を抱える人を早期に支援につなぐ相談支援ネットワークの強化
- 専門職を活用した教育相談体制の充実
- 事業所を対象としたメンタルヘルス対策の普及促進
- 勤労者のこころの健康保持・増進に向けた支援

【基本方針3】自殺の要因軽減のための支援体制の強化

生きることの促進要因を高め、生きることの阻害要因を軽減するため、人材の養成や相談支援体制の充実を図る。こども・若者、高齢者、女性など、それぞれの状況や特性に応じた支援を推進し、支援を必要とする人の早期発見と適切な支援につなげる。

取組
- ゲートキーパーの養成
- 研修の実施等の支援者育成
- 妊娠・出産・子育て期を含めた途切れのない支援の推進
- 地域における見守り及び包括的支援の強化
- SNS等多様な相談手段の活用
- こども・若者支援における関係機関の連携強化
- 依存症に関する普及啓発及び理解促進

【基本方針4】自死遺族等及び自殺未遂者等への支援強化

自死遺族等及び自殺未遂者とその家族等が孤立することのないよう、関係機関と連携しながら継続した支援を推進する。

取組
- 自死遺族等への相談支援
- 自殺未遂者及び家族等への継続支援
- 救急告示病院や警察・消防等の関係機関との連携強化
- 自死遺族等が必要な支援につながるための情報提供の充実

○目標

①ゲートキーパー研修受講者 3,653人（令和7年度時点の累計） → 5,000人以上（令和9～13年度累計）

②相談機関の認知度（悩みを相談できるところを知っている人の割合） 69.2%（令和7年度） → 80%以上 （令和13年度）

①②の取組を通して

③自殺死亡率
17.5（令和6年） → 13.7以下（令和12年）
※自殺死亡率の確定数値は翌年の9月頃に公表される。